

新たな取り組み等の概要紹介

平成28年2月19日

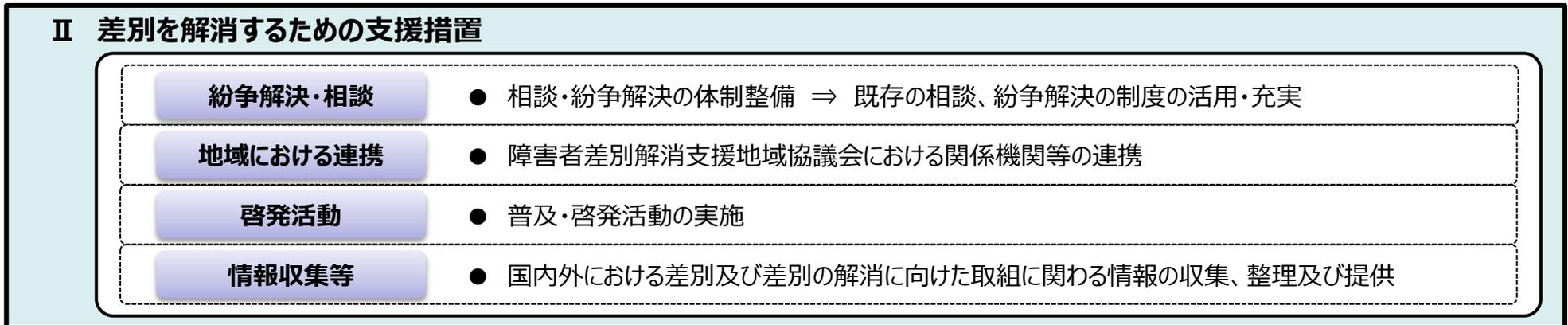
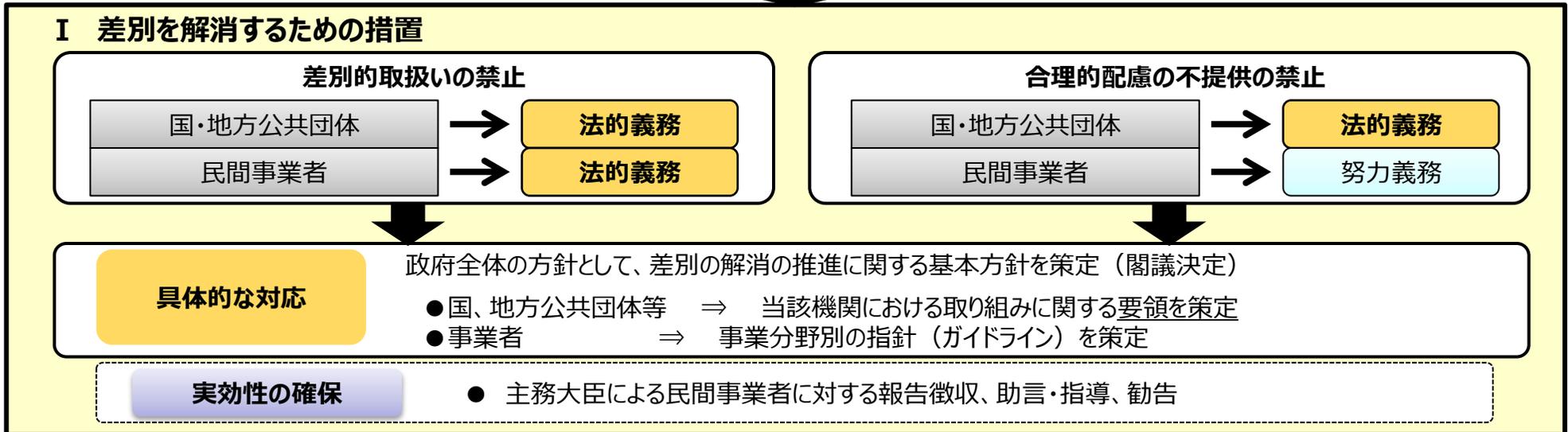
熊本市健康福祉子ども局

障がい保健福祉課

障害者差別解消法の概要



具体化



(参考)

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されることに伴って、主務大臣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとされています。

※事業所向けの対応指針については、内閣府のホームページをご覧ください。

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
→ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

障害者差別解消法福祉事業者向けのガイドライン（平成27年11月11日厚生労働大臣決定）

～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～

この対応指針は、「障害者差別解消法」の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方を記載したものです。

(目次)

- 第1 趣旨
 - 第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
 - 第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例 ※障害特性に応じた具体的対応例が多く記載されている
 - 第4 事業者における相談体制の整備
 - 第5 事業者における研修・啓発
 - 第6 国の行政機関における相談窓口
 - 第7 主務大臣による行政措置
- おわりに

障害者差別解消法にかかる熊本市の取り組み事項

全庁的に 取り組むべき 内容

【第3条】責務

障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない。

【第5条】環境の整備

合理的配慮を的確に行うため、バリアフリー化、コミュニケーション支援のための人的支援、職員への研修など、必要な環境の整備に努める。

【第7条】行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

(1) 不当な差別的取扱いの禁止（法的義務） (2) 合理的配慮の提供（法的義務）

関係課が 取り組むべき 内容

※H28.4月施行

【第10条】職員対応要領の作成

＜関係課＞ 障がい保健福祉課、人事課、人材育成センター、教育委員会事務局ほか
職員が遵守すべき服務規律の一環として「熊本市職員対応要領」を定める。

努力規定

【第14条】相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る。

- ① ②以外の差別的取扱い等に関する相談窓口 <関係課> 障がい保健福祉課、各区福祉課（ほか）
② 市職員が行った差別的取扱い等に関する相談窓口 <関係課> 人事課

義務

【第15条】啓発活動

＜関係課＞ 障がい保健福祉課
障害を理由とする差別の解消について、関心と理解を図るため啓発活動を行う。

※障がい保健福祉課において平成25年度に障がい者サポーター制度を発足させ、障がい者への理解促進のための啓発を行っており、差別解消法の説明も行っている。

義務

【第17～20条】障害者差別解消支援地域協議会

＜関係課＞ 障がい保健福祉課
地方公共団体の区域における相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる。

※既存の相談機関の連携等により相談の谷間をなくすことが目的。

できる規定

熊本市の職員対応要領（概要）

1. 目的

市の事務・事業において、職員が障がい者に対し適切な対応を行うための必要な事項を定める。

2. 本則

1. 差別的取扱いの禁止

事務・事業を行うにあたり、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

2. 合理的配慮の提供

障がい者からの求めに応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

3. 監督者の責務

監督者（主査級以上の職員）は、差別的取扱いの防止及び合理的配慮のための環境整備を図らなければならない。

4. 懲戒処分等

差別的取扱い又は合理的配慮の不提供が重大な場合は、懲戒処分等に付されることがある。

5. 相談体制の整備

人事課に、障がい者からの相談に対応するための相談窓口を設置。

6. 研修・啓発

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対する研修・啓発を実施。

3. 留意事項（差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供のため、以下の事項に留意）

1. 差別的取扱いの基本的な考え方

事務・事業について、正当な理由なく、障がい者を不利に扱うことが差別的取扱いに該当する。

2. 正当な理由の視点

1の「正当な理由」は具体的場面や状況に応じて判断する。

3. 差別的取扱いの具体例

→ 具体例を列挙

4. 合理的配慮の基本的な考え方

過重な負担が伴う場合を除き、合理的配慮は、障がい者と職員双方の建設的対話による相互理解を通じて行われる。

5. 過重な負担の基本的な考え方

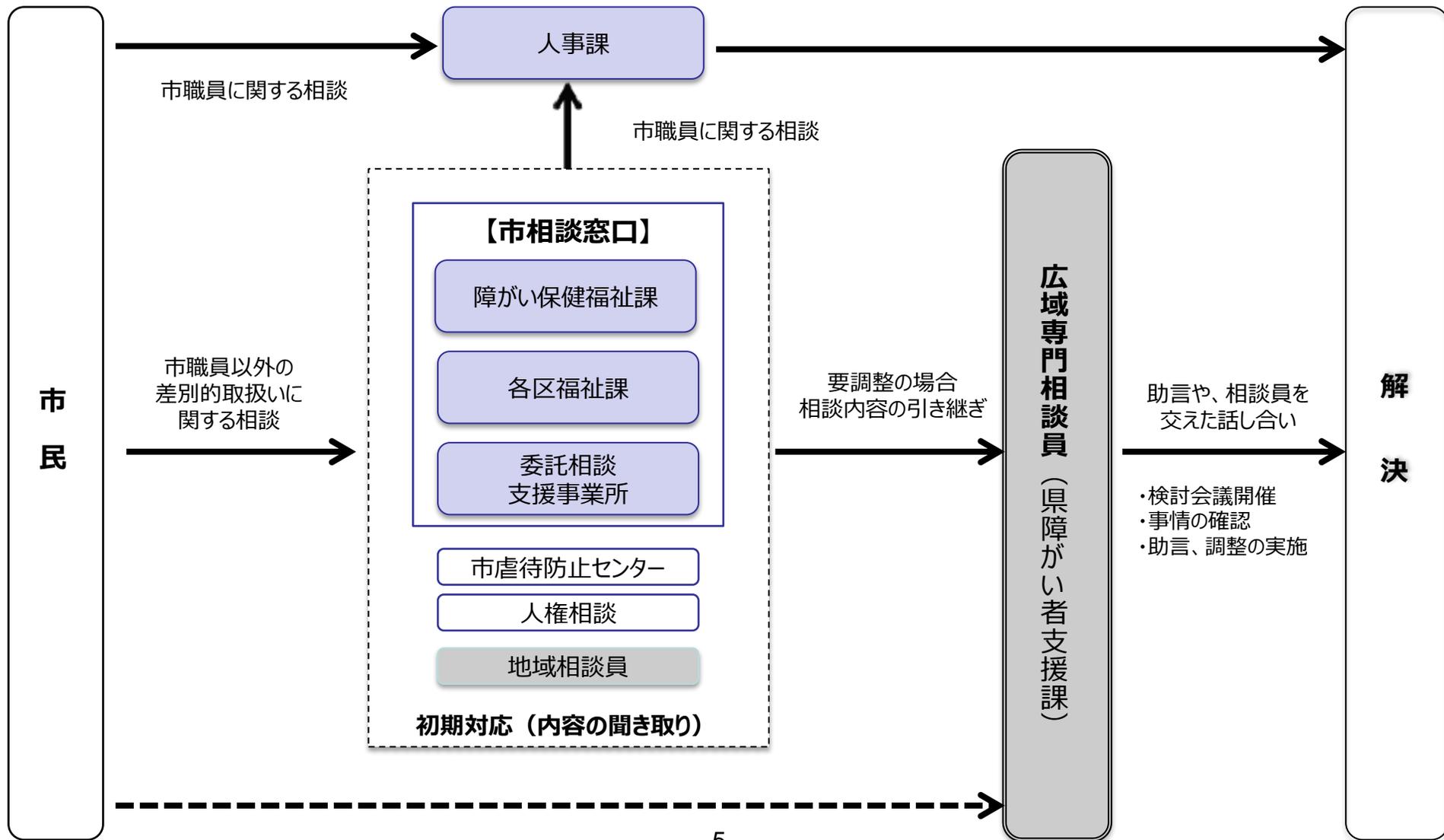
4の「過重な負担」は、個別の事案ごとに判断する。

6. 合理的配慮の具体例

→ 具体例を列挙

差別的取扱いに関する相談及び紛争の防止等のための体制の整備（イメージ）

障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることで、必要な体制を整備する。



障害者差別解消支援地域協議会の設置（イメージ）

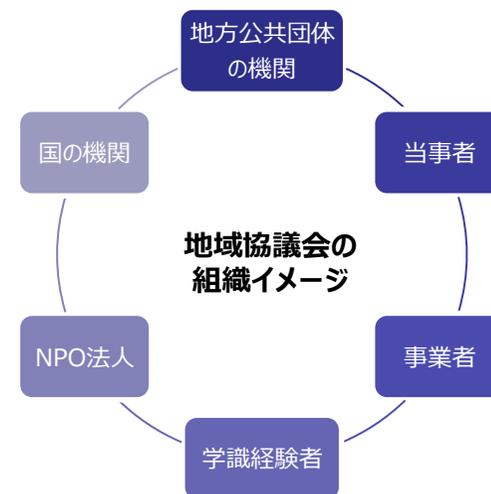
地域における障害者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークを構築するため、国や地方公共団体の機関等が地域協議会を組織する。この協議会によって、関係機関のネットワークができることで、いわゆる「制度の谷間」や「相談のたらいまわし」などが生じることなく、地域ぐるみで差別の解消に向けた主体的な取り組みをすることができる。

<設置時期>

平成28年4月

<想定される協議内容> ※障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（内閣府）から抜粋

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決をはかる事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談事例の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・障害者差別の解消に資する取り組みの共有・分析
- ・構成機関等における斡旋・調整等の様々な取り組みによる紛争解決の後押し
- ・障害者差別の解消に資する取り組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発



<構成メンバー>

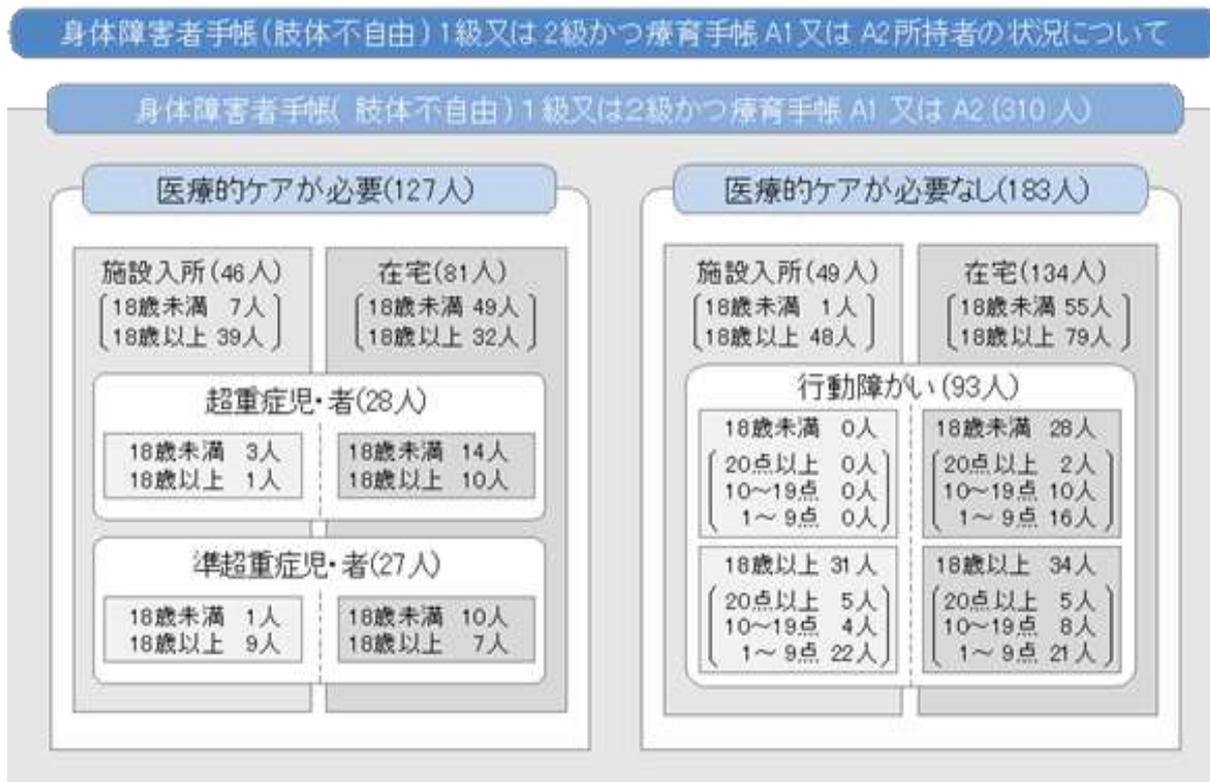
国が想定する地域協議会の構成機関

行政	国の機関	法務支局、公共職業安定所 等		
	地方公共団体	障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、教育委員会 等		
関係機関	当事者	障害者団体、家族会 等	医療・保健	医師、保健師、看護師 等
	教育	PTA会長 等	事業者	商工会議所、公共交通機関、特例子会社 等
	福祉等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業所、民生・児童委員 等	法曹等	弁護士、人権擁護委員 等
その他	学識経験者 等			

重症心身障がい児等在宅支援について（背景・推進会議報告）

〔背景〕

- 障がい者プランにおいて、「重症心身障がい児・者療育支援体制の整備」を掲げ、障がい当事者の日中活動の場としての児童発達支援や生活介護などの通所支援、家族の負担軽減等の観点からの短期入所、施設入所としての療養介護等の事業を実施してきた。
- しかしながら、重度の障がいのある方の増加や家族の高齢化等を背景に、日常生活や将来が不安との声が多数あること等を踏まえ、重症心身障がい児・者及び介護を行う家族への支援の充実が喫緊の課題。



〔熊本市重症心身障がい児等在宅支援推進会議等の実施〕

- 平成25年度には、「熊本市重症心身障がい児等在宅支援検討会」を設置し、生活調査等を経て、「今後の重症心身障がい児等への支援に関する基本的な考え方」を取りまとめ、さらに、平成26年度には、「熊本市重症心身障がい児等在宅支援推進会議」により、今後実現すべき具体的施策について取りまとめた。

〔今後の重症心身障がい児等への具体的施策（推進会議報告から抜粋）〕

1 短期入所の充実方策の検討

介護者である家族が過大な負担を強いられている中、現在の医療型短期入所事業所では不足しているとの多くの意見を踏まえ充実が必要。

【現状】熊本市内には、現在2ヶ所。

くまもと江津湖療育医療センター(定員6人<宿泊可>)、おがた小児科(定員5人<通所のみ>)

2 指定児童発達支援事業所など療育・リハビリテーション機関の確保策の検討

療育・リハビリテーションは、乳幼児期においては、いかに障がいが高くとも、成長発達の途中にあることを踏まえれば、現疾患の一次障がいの軽減や今後生じうる二次障がいの予防などの観点から重要。

3 重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の検討

医療的ケアが必要な者について、サービス利用時の相談先が分散している状況。医療、保健、福祉などにまたがる相談に対応すべく相談支援体制の充実が必要。

4 障がいの重度化・高齢化及び親無亡き後も踏まえた居住支援のあり方の検討

今後の生活の場として、年齢が高くなるにつれて「自宅中心」より「入所施設」を求める者の割合が高くなる傾向。障がいの重度化・高齢化がすすんでおり、親亡き後の生活という中長期的な視点も踏まえ、グループホームや障害者支援施設など居住支援のあり方について検討が必要。

5 行動障がいのある者に対する支援のあり方の検討

医療的ケアは必要ない者については、行動障がいのある者の割合が高いが、特に強度行動障がいのある者は、自傷・他害行為などの危険を伴う行動等により、事業所の受け入れが困難等が懸念。支援のあり方について充実が必要。

6 本市及び医療・保健・福祉の関係者による総合的な支援体制の確保

重症心身障がい児・者については、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援が必要。

重症心身障がい児等在宅支援について（平成28年度事業案（予算要求中））

1 医療型短期入所施設体制整備事業

〔事業の目的〕

重症心身障がい児は医学・医療の進歩によりむしろ増加。医療型短期入所事業の体制を整備することにより、重症心身障がい児等への支援の充実を図る。

具体的には、「① 緊急時に預けられるようにして欲しい、② 母親等の家族が過大な負担を強いられている。」との多くの声を解消するため、身近な場所で安心した支援が受けられるよう事業の充実及び拡大を図る。

【診療所向け】

- 身近な医療機関へのニーズが高い一方運営が安定しない「診療所」に限定して事業を実施することで、事業所（診療所）の安定した運営と他事業所（診療所）への事業拡大を期待（事業開始後3年）。
- ⇒ 新たに医療型短期入所事業（空床型を除く）を開設する事業所に対し、規定の人員を超える職員体制を採っている事業所（診療所）に対し、看護師等専従職員 の雇用に係る人件費総額の1/2を助成（1事業所の年間上限額は3,000千円）。

【病院向け】

- 「緊急時に預けることが出来ない」「預けることに不安」との利用者の声に対応するため、空床型事業所の開設を支援（新規開設を加速化）するとともに、開設に伴う事業所の体制整備を一定期間支援（事業開始後1年）。
- ⇒ 新たに医療型短期入所事業（空床型）を開設する事業所（病院〈増床は除く〉）に対し、ヘルパーや看護師等の派遣等を依頼し病室内での支援を行った場合に定額（派遣者等1日につき20千円）を助成。

2 重症心身障がい児等支援者研修会

〔事業の目的〕

重症心身障がい児等への支援は医療・保健・福祉と多岐にわたっていることを踏まえ、関係者への理解の促進や連携体制を構築することにより、重症心身障がい児等への支援の充実を図る。

具体的には、

- 重症心身障がい児等への理解を深め、在宅生活を支援していくための多様な相談に対応するため、相談支援専門員を対象とした研修
- 重症心身障がい児等を対象とする相談支援やサービスを提供する事業者の重症心身障がい児等への理解を高めるための多職種連携研修
- 重症心身障がい児等とその家族への訪問看護等の充実のため、看護に必要な知識、技術の向上を図るための専門研修等

について、「熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会」への助成により実施予定

3 ネットワーク会議の開催

〔事業の目的〕

熊本市重症心身障がい児等在宅支援推進会議を元にネットワーク会議を設置。事業についての意見交換等を行うことにより、関係機関との連携を強化し、本市における重症心身障がい児等在宅支援の充実を図る。